

東ト協総総発第36号
令和5年8月2日

会員各位

一般社団法人東京都トラック協会
会長 浅井 隆
(公印省略)

「トラックGメン」による荷主情報の収集に係るご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、トラック運転者の時間外労働に対する罰則付き上限規制や改正改善基準告示の適用開始を令和6年4月に控え、本年6月2日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、物流の「2024年問題」への総合的な対策として、「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられました。

この「物流革新に向けた政策パッケージ」の中で、適正な物流取引を阻害する疑いのある発荷主・着荷主企業や元請運送事業者を監視する「トラックGメン」が創設され、調査結果が貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」や「要請」などに活用される予定です。

これに伴い、違反原因行為をしている疑いのある荷主の情報を収集するため、関東運輸局及び各運輸支局に配置された「トラックGメン」がトラック運送事業者に対して訪問調査や電話聴取などを行うことになりました。

会員の皆様におかれましては、こうした趣旨をご理解の上、「トラックGメン」による荷主情報の収集に対して積極的にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今回の荷主情報収集の一環として、「トラックGメン」ポータルサイト (https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html) が作成されましたので、こちらもご活用ください。

なお、長時間の荷待ち、契約に基づかない附帯業務（追加業務）、コンプライアンスの確保に影響を及ぼす輸送に関する情報（非合理的な到着時間の設定、重量違反等となるような輸送依頼、燃料費等のコスト増加に係る運賃・料金等の不当な据え置き）などの情報がありましたら、引き続き国土交通省の意見募集窓口や各運輸局・運輸支局に情報提供をお願いいたします。

敬具

<本件についてのお問い合わせ先>

一般社団法人東京都トラック協会

総務部（担当：井上・栗原） 電話：03-3359-6252

業務部（担当：中里・尾坂） 電話：03-3359-3618